

専利法改正案(意見募集稿)に関する対照表

2012年8月9日

独立行政法人 日本貿易振興機構(ジェトロ)

北京事務所知的財産権部編

※本資料は仮訳の部分を含みます。ジェトロでは情報・データ・解釈などをできる限り正確に記すよう努力しておりますが、本資料で提供した情報などの正確性についてジェトロが保証するものではないことを予めご了承下さい。

専利法改正案(意見募集稿)に関する対照表

現行専利法の規定	改正専利法の規定(意見募集稿)
<p>第四十六条</p> <p>特許再審委員会は特許権無効の宣告請求に対し、適時審査及び決定を行い、かつ請求者及び特許権者に通知する。特許権の無効宣告が決定された場合、国務院専利行政部門が登記及び公告を行う。</p> <p>特許再審委員会の特許権無効宣告又は特許権維持の決定に対して不服である場合、通知を受領した日から 3 カ月以内に人民法院に訴訟を提起することができる。人民法院は無効宣告請求手続きを行った相手方当事者に、第三者として訴訟に参加するよう通知する。</p>	<p>第四十六条</p> <p>特許再審委員会は特許権無効の宣告請求に対し、適時審査及び決定を行い、かつ請求者及び特許権者に通知する。</p> <p>特許権の無効宣告又は特許権の維持が決定された後、国務院専利行政部門が適時に登記及び公告を行う。該決定は公告日より効力が生じる。</p> <p>特許再審委員会の特許権無効宣告又は特許権維持の決定に対して不服である場合、通知を受領した日から 3 カ月以内に人民法院に訴訟を提起することができる。人民法院は無効宣告請求手続きを行った相手方当事者に、第三者として訴訟に参加するよう通知する。</p>

<p>第四十七条</p> <p>無効宣告された特許権は初めから存在しなかったものと見なされる。</p> <p>特許権無効宣告の決定は、特許権無効宣告の前に人民法院が下し、かつ既に執行された特許権侵害の判決及び調停書、既に履行又は強制執行された特許権侵害紛争の処理決定、及び既に履行された特許実施許諾契約又は特許譲渡契約に対して、遡及力を持たないものとする。但し、特許権者の悪意により他者に損失をもたらした場合は、賠償しなければならない。</p> <p>前款の規定に従い、特許権侵害の賠償金、特許使用料、特許権譲渡料を返還せず、公平の原則に明らかに違反している場合は全額又は一部を返還しなければならない。</p>	<p>第四十七条</p> <p>無効宣告された特許権は初めから存在しなかったものと見なされる。</p> <p>特許権無効宣告の決定は、特許権無効宣告の前に人民法院が下し、かつ既に執行された特許権侵害の判決及び調停書、既に履行又は強制執行された特許権侵害紛争の処理、処罰決定、及び既に履行された特許実施許諾契約又は特許譲渡契約に対して、遡及力を持たないものとする。但し、特許権者の悪意により他者に損失をもたらした場合は、賠償しなければならない。</p> <p>前款の規定に従い、特許権侵害の賠償金、特許使用料、特許権譲渡料を返還せず、公平の原則に明らかに違反している場合は全額又は一部を返還しなければならない。</p>
<p>第六十条</p> <p>特許権者の許諾を受けずにその</p>	<p>第六十条</p> <p>特許権者の許諾を受けずにその</p>

特許を実施する、即ちその特許権を侵害し、紛争を引き起こした場合、当事者が協議により解決する。協議を望まない場合又は合意することができなかつた場合、特許権者又は利害関係者は人民法院に訴訟を提起することができ、また特許事務管理部門に処理を求めることもできる。特許事務管理部門が処理する状況においては、権利侵害行為が成立すると認められた場合、権利侵害者に権利侵害行為を即時に停止するよう命ずることができる。当事者が不服の場合、処理通知を受領した日から 15 日以内に、『中華人民共和国行政訴訟法』に基づいて人民法院に訴訟を提起することができる。権利侵害者が期限を過ぎても訴訟を提起せず、権利侵害行為も停止しない場合、特許事務管理部門は人民法院に強制執行を申請することができる。処理を行う特許事務管理部門

特許を実施する、即ちその特許権を侵害し、紛争を引き起こした場合、当事者が協議により解決する。協議を望まない場合又は合意することができなかつた場合、特許権者又は利害関係者は人民法院に訴訟を提起することができ、また特許事務管理部門に処理を求めることもできる。

特許事務管理部門が処理する状況においては、権利侵害行為が成立すると認められた場合、権利侵害者に権利侵害行為を即時に停止し、**損失を賠償**するよう命ずることができる。当事者が不服の場合、処理通知を受領した日から 15 日以内に、『中華人民共和国行政訴訟法』に基づいて人民法院に訴訟を提起することができる。権利侵害者が期限を過ぎても訴訟を提起せず、権利侵害行為も停止しない場合、特許事務管理部門は人民法院に強制執行を申

<p>は、当事者の請求に基づき、特許権侵害の賠償金額について調停を行うことができ、調停が成立しなかった場合、当事者は、『中華人民共和国民事訴訟法』に基づいて人民法院に訴訟を提起することができる。</p>	<p>請することができる。</p> <p>市場秩序を乱す恐れのある特許権侵害行為に対し、特許事務管理部門が法により取り締まる権利を有する。全国的に重大な影響がある場合、国务院專利行政部門が取締を組織する。特許事務管理部門は権利侵害行為が成立し市場秩序を攪乱したと認める場合、権利侵害行為を停止するよう命じ、違法所得を没収し、且つ侵害製品又は侵害行為の実施に用いる専用設備を没収、廃棄し、違法所得の4倍以下の罰金を科すことができる。違法所得がなく又は違法所得の計算が困難な場合、20万元以下の罰金を科すことができる。</p> <p>特許権の無効宣告又は特許権の維持の決定が発効した後、特許事務管理部門と人民法院は該決定に基づき特許権侵害を巡る紛争を適時に審理し、処理するものとする。</p>
<p>第六十一条</p>	<p>第六十一条</p>

特許権侵害を巡る紛争が新製品製造方法の発明特許に関連する場合、同様の製品を製造する部門又は個人はその製品の製造方法が特許の方法と違うことを証明する証拠を提出しなければならない。

特許権侵害を巡る紛争が実用新案特許又は意匠特許に関連する場合、人民法院又は特許事務管理部門は特許権者又は利害関係者に対し、特許権侵害を巡る紛争を審議し、処理するための証拠として、国務院専利行政部門が関連の実用新案又は意匠について検索と分析、評価を行ってから作成した評価報告を提出するよう要求することができる。

特許権侵害を巡る紛争が新製品製造方法の発明特許に関連する場合、同様の製品を製造する部門又は個人はその製品の製造方法が特許の方法と違うことを証明する証拠を提出しなければならない。

特許権侵害を巡る紛争が実用新案特許又は意匠特許に関連する場合、人民法院又は特許事務管理部門は特許権者又は利害関係者に対し、特許権侵害を巡る紛争を審議し、処理するための証拠として、国務院専利行政部門が関連の実用新案又は意匠について検索と分析、評価を行ってから作成した評価報告を提出するよう要求することができる。

特許権侵害を巡る訴訟において、権利侵害に係る製品や帳簿、資料など権利侵害と訴えられた者に掌握されている証拠については、人民法院は原告又はその訴訟代理人の請求に基づき法により調査、収集するも

	<p>のとする。権利侵害と訴えられた者が証拠を提供せず又は移転、偽造、破壊した場合、人民法院は法により民事訴訟妨害に対する強制的措置を取り、犯罪を構成する場合、法により刑事責任を追及する。</p>
<p>第六十三条</p> <p>特許を偽称した場合、法に基づき民事責任を負うほか、特許事務管理部門が是正を命じ、これを公告するとともに、違法所得を没収し、違法所得の 4 倍以下の罰金を併科することができる。違法所得がない場合は 20 万元以下の罰金を科すことができる。犯罪を構成する場合は法に基づき刑事責任を追及する。</p>	<p>第六十三条</p> <p>特許を偽称した場合、法に基づき民事責任を負うほか、特許事務管理部門が是正を命じ、これを公告するとともに、違法所得を没収し、違法所得の 4 倍以下の罰金を併科することができる。違法所得がなく又は違法所得の計算が困難な場合は 20 万元以下の罰金を科すことができる。犯罪を構成する場合は法に基づき刑事責任を追及する。</p>
<p>第六十四条</p> <p>特許事務管理部門は、その取得した証拠に基づいて特許偽称の恐れがある行為を取り締まる場合、全ての関連当事者を尋問し、違法被疑行</p>	<p>第六十四条</p> <p>特許事務管理部門は、その取得した証拠に基づいて特許権侵害及び特許偽称の恐れがある行為を取り締まる場合、全ての関連当事者を尋</p>

為と関連する状況を調査することができる。当事者の違法被疑行為の場所に対して現場検査を実施し、違法被疑行為と関連する契約や領収書、帳簿及びその他関連資料を閲覧・複製することができる。また、違法被疑行為と関連する製品を検査し、特許製品の偽称製品であることを証明する証拠があった場合は封鎖するか、又は指し押さえることができる。

特許事務管理部門が法に基づき前項既定の職権を行使する場合、当事者はこれに協力し、幫助を提供しなければならない。拒否したり、妨害したりしてはならない。

問し、違法被疑行為と関連する状況を調査することができる。当事者の違法被疑行為の場所に対して現場検査を実施し、違法被疑行為と関連する契約や領収書、帳簿及びその他関連資料を閲覧・複製することができる。また、違法被疑行為と関連する製品を検査し、**特許権侵害製品**又は特許製品の偽称製品であることを証明する証拠があった場合は封鎖するか、又は指し押さえることができる。

特許事務管理部門が法に基づき前項既定の職権を行使する場合、当事者はこれに協力し、幫助を提供しなければならない。拒否したり、妨害したりしてはならない。**調査される当事者が、特許事務管理部門の職権行使を拒否したり、妨害したりした場合、特許事務管理部門は警告を与える。情状が重大である場合、法により治安管理处罰を与える。**

第六十五条

特許権侵害の賠償金額は、権利者が権利侵害によって被った実際の損失に応じて確定する。実際の損失を確定することが困難である場合、権利侵害者が権利侵害によって取得した利益によって確定することができる。権利者の損失又は権利侵害者が取得した利益を確定することが困難である場合、当該特許の使用許諾料の倍数に応じて確定する。賠償金額には、権利者が権利侵害行為を制止するために支払った合理的な支出も含むものとする。

権利者の損失、権利侵害者の取得した利益、特許使用許諾料を確定することがいずれも困難である場合、人民法院は特許権の種類、権利侵害行為の性質及び情状等の要素に基づき、1 万元以上 100 万元以下の賠償を認定することができる。

第六十五条

特許権侵害の賠償金額は、権利者が権利侵害によって被った実際の損失に応じて確定する。実際の損失を確定することが困難である場合、権利侵害者が権利侵害によって取得した利益によって確定することができる。権利者の損失又は権利侵害者が取得した利益を確定することが困難である場合、当該特許の使用許諾料の倍数に応じて確定する。賠償金額には、権利者が権利侵害行為を制止するために支払った合理的な支出も含むものとする。

権利者の損失、権利侵害者の取得した利益、特許使用許諾料を確定することがいずれも困難である場合、**特許事務管理部門又は**人民法院は特許権の種類、権利侵害行為の性質及び情状等の要素に基づき、1 万元以上 100 万元以下の賠償を認定することができる。

	<p>故意的な特許権侵害行為について、特許事務管理部門又は人民法院は、権利侵害行為の情状、規模、損害結果などの要素に基づき、前二項により確定された賠償金額を最高3倍まで引き上げることができる。</p>
--	--